

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成30年 6月28日
【会社名】	東陽倉庫株式会社
【英訳名】	Toyo Logistics Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 武藤 正春
【本店の所在の場所】	名古屋市中村区名駅南二丁目 6番17号
【電話番号】	(052)581-0251(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員管理本部長兼経理部長 渡邊 誠
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中村区名駅南二丁目 6番17号
【電話番号】	(052)581-0251(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員管理本部長兼経理部長 渡邊 誠
【縦覧に供する場所】	東陽倉庫株式会社 東京営業本部 (東京都中央区日本橋茅場町三丁目 7番 6号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目 8番20号)

## 1【提出理由】

平成30年6月27日開催の当社第139回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成30年6月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項 当社普通株式1株につき金3円50銭

第2号議案 定款一部変更の件

定款の一部を、以下のとおり変更するものであります。

(下線は変更部分を示しております)

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第45条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当の基準日)</p> <p>第46条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第45条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議により定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第46条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p><u>2</u> 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p><u>3</u> 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(削除)</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役として、白石好孝、武藤正春、伊木善秀、青山章、渡邊誠、山本昭人、今井和光、長田博、市橋弘一郎の9氏を選任するものであります。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

補欠監査役として、加藤伸明及び早川恵久の両氏を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	300,833	380	-	(注)1	可決(97.3)
第2号議案	285,655	15,558	-	(注)2	可決(92.4)
第3号議案				(注)3	
白石 好孝	275,898	25,315	-		可決(89.2)
武藤 正春	276,059	25,154	-		可決(89.3)
伊木 善秀	276,580	24,633	-		可決(89.4)
青山 章	276,582	24,631	-		可決(89.4)
渡邊 誠	288,541	12,672	-		可決(93.3)
山本 昭人	288,844	12,369	-		可決(93.4)
今井 和光	276,562	24,651	-		可決(89.4)
長田 博	278,963	22,250	-		可決(90.2)
市橋 弘一郎	287,506	13,707	-		可決(93.0)
第4号議案				(注)3	
加藤 伸明	300,500	713	-		可決(97.2)
早川 恵久	300,670	543	-		可決(97.2)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上